



福岡医発第 134 号（地）

平成 28 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

今般、標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県保健医療介護部より通知がありました。

本件は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 115 号）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 147 号）が公布され、感染症に関する情報の収集に関する規定が整備されることとなったこと、また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 41 号）が公布され、ジカウイルス感染症が四類感染症に追加されたことから、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発 0319 第 458 号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から適用（ただし、ジカウイルス感染症を追加することに伴う改正は平成 28 年 2 月 15 日から適用）されたことに伴い、福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部及び福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針の一部を別添のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用（ただし、ジカウイルス感染症を追加することに伴う改正は平成 28 年 2 月 15 日から適用）された旨、通知するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

27保衛第3340号
平成28年3月28日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第115号）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第147号）が公布され、感染症に関する情報の収集に関する規定が整備されることとなったこと、また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第41号）が公布され、ジカウイルス感染症が四類感染症に追加されたことから、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日付け健医発0319第458号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」が一部改正され、平成28年4月1日から適用（ただし、ジカウイルス感染症を追加することに伴う改正は平成28年2月15日から適用）されることとなりました。

同要綱の改正に伴い、福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部及び福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用（ただし、ジカウイルス感染症を追加することに伴う改正は平成28年2月15日から適用）することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員及び関係医療機関に対して周知していただきますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部
保健衛生課感染症係 中山
TEL：092-643-3268
FAX：092-643-3282

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱	福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱
第 1 ～ 第 3 （略）	第 1 ～ 第 3 （略）
第 4 実施体制	第 4 実施体制
1 <u>地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</u> 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターを保健環境研究所内に設置し、福岡県内の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、県庁保健衛生課に報告するとともに、これらを速やかに保健所、政令市並びに公益社団法人福岡県医師会（以下「県医師会」という。）等の関係機関に提供・公開する。	1 基幹地方感染症情報センター 基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターを、保健環境研究所内に設置し、福岡県内の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、県庁保健衛生課に報告するとともに、これらを速やかに保健所、政令市並びに公益社団法人福岡県医師会（以下「県医師会」という。）等の関係機関に提供・公開する。
2 <u>検査施設</u> 本事業に係る患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）の検査については、保健環境研究所において実施する。保健環境研究所は、「 <u>検査施設における病原体等検査の業務管理要領（平成 27 年 1 1 月 1 7 日付健感発 1 1 1 7 第 2 号）</u> 」及び福岡県感染症検査施設業務管理者設置要綱（以下「業務管理要領等」という。）に基づき、検	（新設）

改正後	改正前
<u>査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。</u> 第5 指定届出機関及び指定提出機関（定点） 1 福岡県は、定点把握対象の感染症について、患者情報<u>及び</u>疑似症情報を収集するため、<u>感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び</u>疑似症定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。 2 <u>福岡県は、定点把握対象の五類感染症について、検体等を収集するため、病原体定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。なお、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を県医師会協力のもと選定する。</u> 第6 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の<u>74</u>及び<u>84</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 （1）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の<u>74</u>及び<u>84</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す	第5 指定届出機関 福岡県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、<u>疑似症情報及び</u>病原体情報を収集するため、患者定点、<u>疑似症定点及び</u>病原体定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。 （新設） 第6 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の<u>73</u>及び<u>83</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 （1）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の<u>73</u>及び<u>83</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に

改正後	改正前
る法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、該当する届出基準別記様式により、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。 <u>イ 検体等を所持している医療機関等</u> <u>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式 1 の検査票を添付して提供する。</u> <u>ウ 保健所</u> ① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。 また、保健所は、<u>病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等</u>に対して、<u>病原体検査のための検体等の提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼等するもの</u>	対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、該当する届出基準別記様式により、直ちに最寄りの保健所に届出を行なう。 <u>また、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て、別記様式 1 の検査票を添付の上、保健環境研究所に送付する。</u> (新設) <u>イ 保健所</u> ① <u>上記ア</u>の届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。 また、保健所は、<u>当該患者（別表 1－2 の 5 4 を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供につい</u>

改正後	改正前
<u>とする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて県庁保健衛生課及び保健環境研究所と協議する。</u> ② <u>保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式 1 の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼するものとする。</u> ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。</u> エ 保健環境研究所 ① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、<u>業務管理要領等に基づき当該検体等</u>を検査し、その結果について、保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。<u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。</u> ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。</u> ③ 保健環境研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）、又は、県域を越えた<u>感染症の集団発生</u>があった	て、別記様式 1 の検査票を添付して依頼する。 （新設） ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。 ウ 保健環境研究所 ① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票に添付された検体または病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果について、保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。<u>併せて、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。</u> ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所へ依頼する。 ③ 保健環境研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）、又は、県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究

改正後	改正前
場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付する。 (削る) オ 福岡県感染症情報センター ① <u>福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② <u>福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</u> カ 県庁保健衛生課 <u>県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u>	所に送付する。 エ 県庁保健衛生課 <u>県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行なう。</u> オ 福岡県感染症情報センター (新設) <u>基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</u> (新設)

改正後	改正前
2 全数把握対象の五類感染症（別表１－３の<u>７４</u>及び<u>８４</u>を除く。） （１）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（別表１－３の<u>７４</u>及び<u>８４</u>を除く。）を届出基準に基づき診断した場合は、該当する届出基準別紙様式により、診断後７日以内に最寄りの保健所に届出を行う。 <u>イ 検体等を所持している医療機関等</u> <u>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式１の検査票を添付して提供する。</u> <u>ウ 保健所</u> ① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。	2 全数把握対象の五類感染症（別表１－３の<u>７３</u>及び<u>８３</u>を除く。） （１）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（別表１－３の<u>７３</u>及び<u>８３</u>を除く。）を届出基準に基づき診断した場合は、該当する届出基準別紙様式により、診断後７日以内に最寄りの保健所に届出を行なう。 <u>また、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式１の検査票を添付の上、保健環境研究所に送付するものとする。</u> （新設） <u>イ 保健所</u> ① <u>上記ア</u>の届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

改正後	改正前
また、保健所は、<u>病原体検査が必要と判断した場合</u>には、<u>検体等を所持している医療機関等</u>に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。<u>なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて県庁保健衛生課及び保健環境研究所と協議する。</u> ② <u>保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式１の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼するものとする。</u> ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に</u>、発生状況等を提供し連携を図る。 エ 保健環境研究所 ① 保健環境研究所は、別記様式１の検査票<u>及び検体等</u>が送付された場合にあっては、<u>業務管理要領等に基づき当該検体等</u>を検査し、その結果について、別記様式１により保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。また、病原体情報について、<u>速やかに中央感染症情報センターに報告する。</u> ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力</u>	また、保健所は、<u>当該患者（別表１－３の６４、６７、７１、７２、７３、７４、７５、７７及び８３を除く。）を診断した医師</u>に対して、<u>必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所へ</u>の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。 (新設) ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。 ウ 保健環境研究所 ① 保健環境研究所は、別記様式１の検査票が添付された検体または病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果について、別記様式１により保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。また、<u>感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。</u> ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所へ依頼する。

改正後	改正前
<u>を依頼する。</u> ③ 保健環境研究所は、<u>県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合</u>にあつては、<u>検体等</u>を国立感染症研究所に送付する。 (削る) オ 福岡県感染症情報センター ① <u>福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② <u>福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</u> カ 県庁保健衛生課 <u>県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場</u>	③ 保健環境研究所は、<u>県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。</u> エ 県庁保健衛生課 <u>県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行なう。</u> オ 福岡県感染症情報センター (新設) <u>基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</u> (新設)

改正後	改正前
<u>合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u> 3 定点把握対象の五類感染症 (1) 対象とする感染症の状態 (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定に<u>あ</u>たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。 ① 小児科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８６</u>から<u>９６</u>までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。	3 定点把握対象の五類感染症 (1) 対象とする感染症の状態 (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定に<u>当</u>たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。 ① 小児科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８５</u>から<u>９５</u>までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

改正後	改正前
② インフルエンザ定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９７</u>に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。 ③ 眼科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９８</u>及び<u>９９</u>に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。 ④ 性感染症定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>１００</u>から<u>１０３</u>までに掲げるものについては、産婦人科、<u>産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第３条の２第１項第１号ハ及びニ（２）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科</u>を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感	② インフルエンザ定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９６</u>に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。 ③ 眼科定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９７</u>及び<u>９８</u>に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。 ④ 性感染症定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>９９</u>から<u>１０２</u>までに掲げるものについては、産婦人科<u>若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、性病科又は泌尿器科若しくは皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）</u>を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

改正後	改正前
染症定点として指定する。 ⑤ 基幹定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８９</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び<u>１０４</u>から<u>１１０</u>までに掲げるものについては、患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に１か所以上、基幹定点として指定する。 イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、<u>県医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</u> ① <u>医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。</u> ② アの①により選定された患者定点の概ね 10%を小児科病原体定点として、別表１－４の<u>８６</u>から<u>９６</u>までを対象感染症とする。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね 10%をインフルエンザ病原体定点として、別表１－４の<u>９７</u>を対象感染症とする。<u>なお、インフルエンザ病原体定点の選定にあたっては、小児科定点</u>	⑤ 基幹定点 対象感染症のうち、別表１－４の<u>８８</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び、<u>１０３</u>から<u>１０９</u>までに掲げるものについては、患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に１か所以上、基幹定点として指定する。 イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、病原体定点を選定する。 ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。 ② アの①により選定された患者定点の概ね 10%を小児科病原体定点として、別表１－４の<u>８６、８７、８８、９０、９３、９４及び９５</u>を対象感染症とする。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね 10%をインフルエンザ病原体定点として、別表１－４の<u>９６</u>を対象感染症とする。

改正後	改正前
<u>から１０％以上及び内科定点から１０％以上を、それぞれ３定点と２定点を下回らないよう選定することとし、感染症法第１４条の２第１項に規定する指定提出機関として指定する。</u> ④ アの③により選定された患者定点の概ね 10％を眼科病原体定点として、別表１－４の<u>９８及び９９</u>を対象感染症とする。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点の<u>全て</u>を基幹病原体定点として、別表１－４の<u>８９</u>のうち病原体がロタウイルスであるものの、<u>１０５及び１０８</u>を対象感染症とする。 （３）調査単位等 ア 調査単位の期間等は、別表１－４のとおりとする。 イ 病原体情報のうち、（２）のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、別表１－４の<u>９７に掲げるインフルエンザの流行期（（２）のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が福岡県全体で１を超えた時点から１を下回るまでの間）には１週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</u> （４）実施方法 ア 患者定点	④ アの③により選定された患者定点の概ね 10％を眼科病原体定点として、別表１－４の<u>９７及び９８</u>を対象感染症とする。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点を基幹病原体定点として、別表１－４の<u>８８</u>のうち病原体がロタウイルスであるものの、<u>１０４及び１０７</u>を対象感染症とする。 （３）調査単位等 ア 調査単位の期間等は、別表１のとおりとする。 イ 病原体情報については、<u>原則として結果がまとまり次第、報告することとする。</u> （４）実施方法 ア 患者定点

改正後	改正前
① (略) ② 届出にあたっては<u>感染症法</u>施行規則第 7 条に従い行うものとする。 イ 病原体定点 ① 病原体定点として選定された医療機関は、<u>必要に応じて病原体検査のために検体等</u>を採取する。 ② 病原体定点は、<u>検体等について</u>、別記様式 1 の検査票を添えて、速やかに保健環境研究所へ送付する。 ③ <u>(2) のイの②により選定された病原体定点においては、別表 1－4 の 8 6 から 9 6 までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね 4 症例からそれぞれ少なくとも 1 種類の検体を送付する。</u> ④ <u>(2) のイの③により選定された病原体定点においては、別表 1－4 の 9 7 に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、少なくとも 1 検体を送付する。</u> ウ 検体等を所持している医療機関等 <u>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依</u>	① (略) ② 届出にあたっては法施行規則第 7 条に従い行うものとする。 イ 病原体定点 ① 病原体定点として選定された医療機関は、<u>別に定める福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体</u>を採取する。 ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式 1 の検査票を添えて、速やかに保健環境研究所へ送付する。 (新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式 1 の検査票を添付して提供する。</u> エ 保健所 ① 対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報について、<u>県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。</u> また、<u>保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて県庁保健衛生課及び保健環境研究所と協議する。</u> ② <u>保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式 1 の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼する。</u> ③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、必要に応じて、<u>市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関</u>及び地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 オ 保健環境研究所 ① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、<u>業務管理要領等に基づき当該検体等</u>を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに	ウ 保健所 ① 対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報について、<u>県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。</u> (新設) ② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、必要に応じて、<u>市町村及び地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</u> エ 保健環境研究所 ① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票及び検体を送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、保健

改正後	改正前
に、当該保健所、<u>県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センター</u>に送付する。また、<u>病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。</u> ② 検査のうち、保健環境研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力</u>を依頼する。 ③ 保健環境研究所は、<u>県域を超えた感染症の集団発生</u>があった場合等の緊急の場合<u>及び国から提出を求められた場合</u>にあっては、<u>検体等</u>を国立感染症研究所に送付する。 (削る) カ 福岡県感染症情報センター ① <u>福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。	所及び県庁保健衛生課に送付する。<u>併せて、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。</u> ② 検査のうち、保健環境研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に<u>検査</u>を依頼する。 ③ 保健環境研究所は、<u>県域を超えた集団発生</u>があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。 オ 県庁保健衛生課 <u>県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、登録情報の確認を行う。</u> カ 福岡県感染症情報センター (新設) <u>基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</u>

改正後	改正前
主 県庁保健衛生課 県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。 4 感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （1）対象とする疑似症の状態 各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。 （2）定点の選定 ア 疑似症定点 疑似症定点は、定点種別により各号に掲げるとおりとする。 ① 第1号疑似症定点 小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの） ② 第2号疑似症定点 小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提	（新設） 第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 1 対象とする疑似症の状態 各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。 2 定点の選定 （1）疑似症定点 疑似症定点は、定点種別により各号に掲げるとおりとする。 ア 第1号疑似症定点 小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの） イ 第2号疑似症定点 小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内

改正後	改正前
供しているもの)又は皮膚科を標ぼうする医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの) <u>(3) 調査単位</u> 調査単位の期間等は、別表1－4のとおりとする。 <u>(4) 実施方法</u> <u>ア 疑似症定点</u> ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。 ② <u>(2)により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、国が定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出する。</u> ③ <u>②の届出にあたっては感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。</u> <u>イ 保健所</u> ① <u>届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものと</u>	科医療を提供しているもの)又は皮膚科を標ぼうする医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの) <u>3 調査単位</u> 調査単位の期間等は、別表1－4のとおりとする。 <u>4 実施方法</u> <u>(1) 疑似症定点</u> <u>ア 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。</u> (新設) <u>イ 届出にあたっては、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとし、法施行規則第7条に従い行なうものとする。</u> <u>(2) 保健所</u> <u>ア 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定</u>

改正後	改正前
する。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。 ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関</u>に発生状況等を提供し連携を図る。 (削る) ウ 福岡県感染症情報センター ① <u>福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、必要に応じて、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 エ 県庁保健衛生課 県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した	点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。 イ 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 (3) 県庁保健衛生課 <u>県庁保健衛生課は、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> (4) 福岡県感染症情報センター (新設) <u>基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センター</u>は、福岡県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、必要に応じて、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 (新設)

改正後	改正前
<u>疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。</u> <u>なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u> 第7 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法 1 保健所 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、国の定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。 なお、医療機関より提出される検体等には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。 2 保健環境研究所 ア 保健環境研究所は、<u>検査依頼票及び検体等</u>が送付された場合にあつては、当該検体等を<u>業務管理要領等に基づき</u>検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、<u>感染症法施行規則第9条第2項</u>に従い、<u>検体等</u>を国立感染症研究所に送付する。	第8 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法 1 保健所 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、国の定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。 なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。 2 保健環境研究所 ア 保健環境研究所は、検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、<u>法施行規則第9条第2項</u>に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

改正後	改正前
第8 その他 1 (略) <u>2 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。</u> <u>3 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療介護部保健衛生課長が定めることとする。</u>	第9 その他 1 (略) (新設) <u>2 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療介護部保健衛生課長が定めることとする。</u>

改正後

別記様式 1

別記様式 1

感染症発生動向調査検査票（病原体）（定点控）

患者	性別	(男・女)	備考 (氏名・施設番号等、 記入での必要事項を 記入)
	年齢	(歳 か月)	

※備考欄は2枚目、3枚目に複写されます。

【主治医等記載欄】	「該当するものを○で 囲んで下さい」	・インフルエンザ定点 ・小児科定点 ・眼科定点 ・性感染症定点 ・風熱定点
-----------	-----------------------	--

医療機関、診療 科等名及び 主治医等医師名	
-----------------------------	--

検体送付日	月 日 発病月 日 月 日 採取日 月 日
-------	-----------------------

診断名	インフルエンザ（流行期：週1検体、非流行期：月1検体）※1 感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病（各月合わせて4症例）※1※2
臨床 診断	「該当するものを○で囲んで下さい」 感染性胃腸炎、嘔吐・下痢に限る）※1 RSV感染、咽頭結膜熱、A群溶血性レン球菌咽頭炎、水痘、 急性性紅斑、突発性発しん、百日咳、流行性耳下腺炎、 急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、細菌性髄膜炎※2、無菌性髄膜炎

検査 材料	「該当するものを○で囲んで下さい」 材料の種類 ・ふん便（腸内容物、直腸ぬぐい液） ・尿 ・穿刺液（腹水、胸水、関節液、その他（ ）） ・咽頭ぬぐい液（うがい液、鼻汁） ・気管吸引液 ・結膜ぬぐい液（結膜擦過物、眼脂） ・喀痰 ・吐物 ・皮膚病巣（水疱内容液、痂皮、創傷） ・髄液 ・陰部尿道管擦過物/分泌物 ・細胞診、生検、剖検材料（臓器） ・血液（全血、血清、血漿、抗凝固剤 []） ・その他 []
----------	---

臨床 的 事 項	「該当するものを○で囲んで下さい」 ・無症状 ・頭痛 ・発熱（最高℃） ・熱性けいれん ・関節痛、筋肉痛 ・口内炎、上気道炎、下気道炎（肺炎、気管支炎） ・水痘 ・発疹（丘疹、紅斑、バラ疹） ・出血傾向 ・リンパ節腫脹、腫脹（部位 ） ・浮腫（部位 ） ・ショック症状（低血圧、循環不全） ・黄疸 ・肝機能障害 ・胃腸炎（下痢、嘔吐、嘔吐、嘔吐、腹痛） ・髄膜炎、意識障害、麻痺（部位 ） ・中枢神経系症状（脳炎、脳症、脊髄炎、その他（ ）） ・循環器障害（心筋炎、心膜炎、心不全） ・角膜炎、結膜炎、角結膜炎 ・尿路生殖器症状 ・腎機能障害（BUN、血尿、蛋白尿、多尿、腎不全） ・その他の症状（上記以外の症状や臨床徴候） []
-------------------	---

基礎疾患	転帰 経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り 死亡（原因）
------	--------------------------------

主治医等から地方衛生研究所への連絡事項

※インフルエンザ迅速キットの使用（無・有）、迅速キット結果（型・陽性・陰性・判定保留）

※インフルエンザ検疫（無・有）（薬剤名）

投与開始日： 年 月 日、投与の目的（予防投与 ・ 治療投与）

保健所コード 保健所登録全数報告ID 衛研受付番号（検体提供者番号）

□□-□□-□□ □□□□-□□□□-□□□□ □□□□□□
【保健所等記載欄】（主治医記載可）

発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生（無、有） ・集団発生（無、有） ・発生市区町村（ ） 有の場合（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、 宿舍・寮、病院、老人ホーム[介護施設を含む]、 福祉・養護施設、旅館・ホテル、飲食店、事業所、 海外ツアー、国内ツアー、その他 []）
-------	---

最近の 海外渡航歴	国名 月 月 日 年 月 日 期間 年 月 日 年 月 日 ワクチン接種歴（無、有、不明） 最終接種年月日 年 月 日 ワクチン名 (Lot No.)
--------------	--

【地方衛生研究所記載欄】
記載者名

抗体検出 方法	（蛍光、IP、ELISA、CF、HI、PA、中和、イムノブロット、 ゲル内沈降、凝集反応、その他 []）
結果	()

検出年月日	年 月 日
検出方法	・分離培養（培養細胞：細胞名 []） 「陽性とな 人工培養、発育動物、動物、その他 []」 ・抗原検出等（蛍光、EIA、RPLA、LA、PA、IC[イムノクロマト]、 その他 []） ・遺伝子検出 1. 非増幅（ハイブリ、PAGE、その他 []） 2. 増幅（PCR、PCR+ハイブリ、PCR+シーケンス、LAMP、 その他 []） ・電顕 ・鏡検

検出病原体 (群、型、亜型)

※1 流行期は、インフルエンザ・定点あたり報告数1.0以上、感染性胃腸炎：10月～4月、
ヘルパンギーナ・手足口病：4月～9月とします。※2 小児科病原体定点においては、流行期（※1）に感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病の
患者を診断した場合は必ず4症例以上は検体提出をお願いします。※3 診断名欄の感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る。）は、【基幹病原体定点】に限りません。
※4 診断名欄の細菌性髄膜炎については、インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌による髄膜炎を
除きます。注1) 主治医記載欄については、検体送付日において記載できる範囲で記載をお願いします。
注2) ワクチン接種歴については、当該疾患に係るものにつき記載して下さい。
注3) 医療機関（民間検査所を含む）で病原体を分離した場合は、地方衛生研究所への分離株の送付を
お願いします。

【その他特記事項】

改正前

別記様式 1

別記様式 1

感染症発生動向調査検査票（病原体）（定点控）

患者	性別	(男・女)	備考 (氏名・施設番号等、 記入での必要事項を 記入)
	年齢	(歳 か月)	

※備考欄は2枚目、3枚目に複写されます。

【主治医等記載欄】	「該当するものを○で 囲んで下さい」	・インフルエンザ定点 ・小児科定点 ・眼科定点 ・性感染症定点 ・風熱定点
-----------	-----------------------	--

医療機関、診療 科等名及び 主治医等医師名	
-----------------------------	--

検体送付日	月 日 発病月 日 月 日 採取日 月 日
-------	-----------------------

診断名	インフルエンザ（流行期：週1検体、非流行期：月1検体）※1 感染性胃腸炎※2、ヘルパンギーナ、手足口病、流行性耳下腺炎、 急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、細菌性髄膜炎※3、無菌性髄膜炎
臨床 診断	「該当するものを○で囲んで下さい」 ・ふん便（腸内容物、直腸ぬぐい液） ・尿 ・穿刺液（腹水、胸水、関節液、その他（ ）） ・咽頭ぬぐい液（うがい液、鼻汁） ・気管吸引液 ・皮膚病巣（水疱内容液、痂皮、創傷） ・喀痰 ・吐物 ・陰部尿道管擦過物/分泌物 ・細胞診、生検、剖検材料（臓器） ・血液（全血、血清、血漿、抗凝固剤 []） ・その他 []

検査 材料	「該当するものを○で囲んで下さい」 材料の種類 ・無症状 ・頭痛 ・発熱（最高℃） ・熱性けいれん ・関節痛、筋肉痛 ・口内炎、上気道炎、下気道炎（肺炎、気管支炎） ・水痘 ・発疹（丘疹、紅斑、バラ疹） ・出血傾向 ・リンパ節腫脹、腫脹（部位 ） ・浮腫（部位 ） ・ショック症状（低血圧、循環不全） ・黄疸 ・肝機能障害 ・胃腸炎（下痢、嘔吐、嘔吐、嘔吐、腹痛） ・髄膜炎、意識障害、麻痺（部位 ） ・中枢神経系症状（脳炎、脳症、脊髄炎、その他（ ）） ・循環器障害（心筋炎、心膜炎、心不全） ・角膜炎、結膜炎、角結膜炎 ・尿路生殖器症状 ・腎機能障害（BUN、血尿、蛋白尿、多尿、腎不全） ・その他の症状（上記以外の症状や臨床徴候） []
----------	--

臨床 的 事 項	「該当するものを○で囲んで下さい」 ・無症状 ・頭痛 ・発熱（最高℃） ・熱性けいれん ・関節痛、筋肉痛 ・口内炎、上気道炎、下気道炎（肺炎、気管支炎） ・水痘 ・発疹（丘疹、紅斑、バラ疹） ・出血傾向 ・リンパ節腫脹、腫脹（部位 ） ・浮腫（部位 ） ・ショック症状（低血圧、循環不全） ・黄疸 ・肝機能障害 ・胃腸炎（下痢、嘔吐、嘔吐、嘔吐、腹痛） ・髄膜炎、意識障害、麻痺（部位 ） ・中枢神経系症状（脳炎、脳症、脊髄炎、その他（ ）） ・循環器障害（心筋炎、心膜炎、心不全） ・角膜炎、結膜炎、角結膜炎 ・尿路生殖器症状 ・腎機能障害（BUN、血尿、蛋白尿、多尿、腎不全） ・その他の症状（上記以外の症状や臨床徴候） []
-------------------	---

基礎疾患	転帰 経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り 死亡（原因）
------	--------------------------------

主治医等から地方衛生研究所への連絡事項

※インフルエンザ迅速キットの使用（無・有）（メーカー名）

迅速キット結果（型・陽性・陰性・判定保留）

※インフルエンザ検疫（無・有）（薬剤名）

投与開始日： 年 月 日、投与の目的（予防投与 ・ 治療投与）

保健所コード 保健所登録全数報告ID 衛研受付番号（検体提供者番号）

□□-□□-□□ □□□□-□□□□-□□□□ □□□□□□
【保健所等記載欄】（主治医記載可）

発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生（無、有） ・集団発生（無、有） ・発生市区町村（ ） 有の場合（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、 宿舍・寮、病院、老人ホーム[介護施設を含む]、 福祉・養護施設、旅館・ホテル、飲食店、事業所、 海外ツアー、国内ツアー、その他 []）
-------	---

最近の 海外渡航歴	国名 月 月 日 年 月 日 期間 年 月 日 年 月 日 ワクチン接種歴（無、有、不明） 最終接種年月日 年 月 日 ワクチン名 (Lot No.)
--------------	--

【地方衛生研究所記載欄】
記載者名

抗体検出 方法	（蛍光、IP、ELISA、CF、HI、PA、中和、イムノブロット、 ゲル内沈降、凝集反応、その他 []）
結果	()

検出年月日	年 月 日
検出方法	・分離培養（培養細胞：細胞名 []） 「陽性とな 人工培養、発育動物、動物、その他 []」 ・抗原検出等（蛍光、EIA、RPLA、LA、PA、IC[イムノクロマト]、 その他 []） ・遺伝子検出 1. 非増幅（ハイブリ、PAGE、その他 []） 2. 増幅（PCR、PCR+ハイブリ、PCR+シーケンス、LAMP、 その他 []） ・電顕 ・鏡検

※1 診断名欄の感染性胃腸炎については、【基幹病原体定点】においては、病原体がロタウイルス
であるものと限ります。※2 診断名欄の細菌性髄膜炎については、インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌による髄膜炎を
除きます。注1) 主治医記載欄については、検体送付日において記載できる範囲で記載をお願いします。
注2) ワクチン接種歴については、当該疾患に係るものにつき記載して下さい。
注3) 医療機関（民間検査所を含む）で病原体を分離した場合は、地方衛生研究所への分離株の送付を
お願いします。

【その他特記事項】

改正後

感染症法に基づく感染症の分類											別表1-2
分類	疾患名	届出対象者					届出の種類・方法				
		患者	無症感染者	疑病症患者	の死に死因に疑い	の死に死因に疑い	届出の種類	定点の種類	の調査の方法	届出の時期	
四類感染症	20 B型肝炎	○	○	—	○	○					
	21 ウエストナイル熱 ※3	○	○	—	○	○					
	22 A型肝炎	○	○	—	○	○					
	23 エキノコックス症	○	○	—	○	○					
	24 黄熱	○	○	—	○	○					
	25 オウム病	○	○	—	○	○					
	26 オムスカ出血熱	○	○	—	○	○					
	27 回帰熱	○	○	—	○	○					
	28 キャッサス森林病	○	○	—	○	○					
	29 Q熱	○	○	—	○	○					
	30 狂犬病	○	○	—	○	○					
	31 コクシジオイデス症	○	○	—	○	○					
	32 サル痘	○	○	—	○	○					
	33 ジカ熱	○	○	○	○	○					
	34 重症熱性血小板減少症候群 ※4	○	○	—	○	○					
	35 腎臓急性出血熱	○	○	—	○	○					
	36 西部ウマ脳炎	○	○	—	○	○					
	37 ダニ媒介脳炎	○	○	—	○	○					
	38 炭疽	○	○	—	○	○					
	39 チクンギニア熱	○	○	—	○	○					
	40 つつが虫病	○	○	—	○	○					
	41 デング熱	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに	
	42 東部ウマ脳炎	○	○	—	○	○					
	43 熱インフルエンザ (H5N1, H7N9を除く。)	○	○	—	○	○					
	44 ニパウイルス感染症	○	○	—	○	○					
	45 日本紅斑熱	○	○	—	○	○					
	46 日本脳炎	○	○	—	○	○					
	47 ヘンタウイルス症候群	○	○	—	○	○					
	48 Bウイルス病	○	○	—	○	○					
	49 鼻疽	○	○	—	○	○					
	50 ブルセラ症	○	○	—	○	○					
	51 バネズエラウマ脳炎	○	○	—	○	○					
	52 ヘンドラウイルス感染症	○	○	—	○	○					
	53 倪しんチフス	○	○	—	○	○					
	54 ボツリヌス症	○	○	—	○	○					
	55 マラリア	○	○	—	○	○					
	56 野兔病	○	○	—	○	○					
	57 ライム病	○	○	—	○	○					
	58 リッサウイルス感染症	○	○	—	○	○					
	59 リフトバレー熱	○	○	—	○	○					
60 細菌性	○	○	—	○	○						
61 レジオネラ症	○	○	—	○	○						
62 レプトスピラ症	○	○	—	○	○						
63 ロッキン山紅斑熱	○	○	—	○	○						

※3 ウエストナイル脳炎を含む。

※4 病原体がフレボウイルス属SFSウイルスであるものに限る。

改正前

別表1-2

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種類・方法			
		患者	保健 所 に 届 出 義務 がある 患者	疑 似 症 者	の 死 に 関 与 した 症 者	疑 似 症 者 の 死	届 出 の 種 別	定 点 検 査	調 査 の 種 別 ・ 方 法	届 出 の 期 限
四 類 感 染 症	20 E型肝炎	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	21 ウエストナイル熱 ※3	○	○	—	○	○				
	22 A型肝炎	○	○	—	○	○				
	23 エキノコックス症	○	○	—	○	○				
	24 黄熱	○	○	—	○	○				
	25 オウム病	○	○	—	○	○				
	26 オウムスク出血熱	○	○	—	○	○				
	27 回帰熱	○	○	—	○	○				
	28 キャッサスル森林病	○	○	—	○	○				
	29 Q熱	○	○	—	○	○				
	30 狂犬病	○	○	—	○	○				
	31 コクシジオイデス症	○	○	—	○	○				
	32 サル痘	○	○	—	○	○				
	33 重症熱性血小板減少症候群 ※4	○	○	—	○	○				
	34 野兔熱性出血熱	○	○	—	○	○				
	35 西部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	36 ダニ媒介脳炎	○	○	—	○	○				
	37 炭疽	○	○	—	○	○				
	38 チクングニア熱	○	○	—	○	○				
	39 つつが虫病	○	○	—	○	○				
	40 デング熱	○	○	—	○	○				
	41 東部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	42 腸インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く。）	○	○	—	○	○				
	43 ニパウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	44 日本紅斑熱	○	○	—	○	○				
	45 日本脳炎	○	○	—	○	○				
	46 ヘンタウイルス症候群	○	○	—	○	○				
	47 Bウイルス病	○	○	—	○	○				
	48 鼻疽	○	○	—	○	○				
	49 ブルセラ症	○	○	—	○	○				
	50 ベネズエラウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	51 ヘンドラウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	52 発しんチフス	○	○	—	○	○				
	53 ボツリヌス症	○	○	—	○	○				
	54 マラリア	○	○	—	○	○				
	55 野兔病	○	○	—	○	○				
	56 ライム病	○	○	—	○	○				
	57 リッサウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	58 リフトバレー熱	○	○	—	○	○				
	59 類鼻疽	○	○	—	○	○				
	60 レジオネラ症	○	○	—	○	○				
	61 レプトスピラ症	○	○	—	○	○				
	62 ロッキ—山紅斑熱	○	○	—	○	○				

※3 ウエストナイル熱を含む。

※4 痘原体がレプトウイルス属SF2ウイルスであるものに限る。

改正後

別表1-3

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	無 症 状 有 病 者	疑 似 症 者	の死 亡 患 者	の死 亡 疑 い 患 者	届 出 種 別	定 点 種 別	調 査 票 期 間 単 位	届 出 の 時 期
五類 感染 症 （全 数）	64 アメーバ赤痢	○	—	—	○	—	全数	—	随時	7日以内
	65 ウイルス性肝炎 ※5	○	—	—	○	—				
	66 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	—	—	○	—				
	67 急性脳炎 ※6	○	—	—	○	—				
	68 クリプトスポリジウム症	○	—	—	○	—				
	69 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—	○	—				
	70 創症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—	○	—				直ちに
	71 後天性免疫不全症候群	○	○	—	○	—				
	72 ジアルジア症	○	—	—	○	—				
	73 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—	○	—				
	74 侵襲性髄膜炎菌感染症	○	—	—	○	—				
	75 侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—				
	76 水痘 ※7	○	—	—	○	—				7日以内
	77 先天性風しん症候群	○	—	—	○	—				
	78 梅毒	○	○	—	○	—				
	79 播種性クリプトコックス症	○	—	—	○	—				
	80 破傷風	○	—	—	○	—				
	81 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—				
82 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—	○	—	直ちに				
83 風しん	○	—	—	○	—					
84 麻しん	○	—	—	○	—					
85 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	○	—	7日以内				

※5 E型肝炎及びA型肝炎を除く。

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※7 患者が入院を要すると認められるものに限る。

改正前

別表1-3

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保健 有 者 者	疑 似 症 患 者	の死 亡 体 者	の死 亡 疑 い 体 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 位	届 出 の 時 期
五類感染症 (全数)	63 アメーバ赤痢	○	—	—	○	—	全数	—	随時	7日以内
	64 ウイルス性肝炎 ※5	○	—	—	○	—				
	65 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	—	—	○	—				
	66 急性脳炎 ※6	○	—	—	○	—				
	67 クリプトスポリジウム症	○	—	—	○	—				
	68 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—	○	—				
	69 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	70 後天性免疫不全症候群	○	○	—	○	—				
	71 ジアルジア症	○	—	—	○	—				
	72 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—	○	—				直ちに
	73 侵襲性髄膜炎菌感染症	○	—	—	○	—				
	74 侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—				7日以内
	75 水痘 ※7	○	—	—	○	—				
	76 先天性風しん症候群	○	—	—	○	—				
	77 梅毒	○	○	—	○	—				
	78 播種性クリプトкокクス症	○	—	—	○	—				
	79 破傷風	○	—	—	○	—				
	80 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—				
	81 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—	○	—				
	82 風しん	○	—	—	○	—				
	83 麻しん	○	—	—	○	—				直ちに
	84 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	○	—				

※5 E型肝炎及びA型肝炎を除く。

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※7 患者が入院を要すると認められるものに限る。

改正後

感染症法に基づく感染症の分類												別表1～4
分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法					
		患者	無症 状態 有患者	疑似 症患者	の死 亡患者	の死 亡疑い 患者	届出 種別	定点 種別	調査 期間 単位	届出の 時期		
五類感染症 (一定点)	※6 RSウイルス感染症	○	—	—	○	—	定点	小児科 定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜		
	※7 咽頭結膜熱	○	—	—	○	—		小児科 8 定点				
	※5 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—	○	—		小児科 定点			—	—
	※9 感染性胃腸炎	○	—	—	○	—						
	※6 水痘	○	—	—	○	—						
	※1 手足口病	○	—	—	○	—						
	※2 伝染性紅斑	○	—	—	○	—						
	※3 突発性発しん	○	—	—	○	—						
	※4 百日咳	○	—	—	○	—						
	※5 ヘルパンギーナ	○	—	—	○	—		基幹内 科 8 定点			週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	※6 流行性耳下腺炎	○	—	—	○	—						
	※7 インフルエンザ ※9	○	—	—	○	—		眼科 8 定点			週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	※8 急性出血性結膜炎	○	—	—	○	—						
	※9 流行性角結膜炎	○	—	—	○	—		性 感 染 症 定 点			月単位	翌月初日
	※10 性器クラミジア感染症	○	—	—	○	—						
	※11 性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—	○	—		基幹定 点			週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	※12 尖圭コンジローマ	○	—	—	○	—						
	※13 淋菌感染症	○	—	—	○	—						
	※14 クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	—	—	○	—						
	※15 細菌性髄膜炎 ※10	○	—	—	○	—						
	※16 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—						
	※17 マイコプラズマ肺炎	○	—	—	○	—						
	※18 無菌性髄膜炎	○	—	—	○	—						
	※19 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—		月単位			翌月初日	
	※20 薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—	○	—						
二類感染症 (一定点)	※11 新型インフルエンザ ※11	—	—	—	—	—	全数	—	随時	直ちに		
	※12 再興型インフルエンザ	—	—	—	—	—		—				
疑似 症	※13 第1号疑似症 ※12、※13 例氏50℃以上の発熱及び呼吸器症状	—	—	—	—	—	定点	疑似 症	随時	直ちに		
	※14 第2号疑似症 ※13 発熱及びしん又は水痘	—	—	—	—	—		—				
指定感染症 該当なし ※14		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
※8 平成23年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することを行う。												
※9 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。												
※10 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。												
※11 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザH1N2009）として取り扱う。												
※12 明らかな外傷又は気質的疾患に起因するものを除く。												
※13 当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。												
※14 平成27年1月21日現在、政令に基づく指定感染症に該当する疾病はない。												

改正前

感染症法に基づく感染症の分類												別表1～4
分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法					
		患者	無症 状態 有患者	疑似 症患者	の死 亡患者	の死 亡疑い 患者	届出 種別	定 点 種別	の調 査 期 間 単位	届出 の 時 期		
五類感染症 (一定点)	※5 RSウイルス感染症	○	—	—	○	—	小児科 定点	—	—	週単位 (月曜～日曜)		
	※6 咽頭結膜熱	○	—	—	○	—						
	※7 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—	○	—	小児科 8 定点	—	—		—	
	※8 感染性胃腸炎	○	—	—	○	—						
	※9 水痘	○	—	—	○	—	小児科 定点	—	—		—	
	※10 手足口病	○	—	—	○	—						
	※11 伝染性紅斑	○	—	—	○	—						
	※12 突発性発しん	○	—	—	○	—						
	※13 百日咳	○	—	—	○	—						
	※14 ヘルパンギーナ	○	—	—	○	—						
	※15 流行性耳下腺炎	○	—	—	○	—						
	※16 インフルエンザ ※9	○	—	—	○	—	定点	—	—	—		
	※17 急性出血性結膜炎	○	—	—	○	—						
	※18 流行性角結膜炎	○	—	—	○	—	眼科 定点	—	週単位 (月曜～日曜)	—		
	※19 性器クラミジア感染症	○	—	—	○	—						
	※20 性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—	○	—	性 感 染 症 定 点	—	月単位	翌月初日		
	※21 尖圭コンジローマ	○	—	—	○	—						
	※22 淋菌感染症	○	—	—	○	—	基幹 定 点	—	週単位 (月曜～日曜)	—		
	※23 クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	—	—	○	—						
	※24 細菌性髄膜炎 ※10	○	—	—	○	—						
	※25 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—						
	※26 マイコプラズマ肺炎	○	—	—	○	—						
	※27 無菌性髄膜炎	○	—	—	○	—						
	※28 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—						
	※29 薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—	○	—						
二類感染症 (一定点)	※10 新型インフルエンザ ※11	—	—	—	—	—	全数	—	随時	直ちに		
	※11 再興型インフルエンザ	—	—	—	—	—						
疑似 症	※12 第1号疑似症 ※12、※13 例氏50℃以上の発熱及び呼吸器症状	—	—	—	—	—	定点	疑似 症	随時	直ちに		
	※13 第2号疑似症 ※13 発熱及び発しん又は水痘	—	—	—	—	—						
指定感染症 該当なし ※14		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
※8 平成23年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することを行う。												
※9 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。												
※10 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。												
※11 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザH1N2009）として取り扱う。												
※12 明らかな外傷又は気質的疾患に起因するものを除く。												
※13 当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。												
※14 平成27年1月21日現在、政令に基づく指定感染症に該当する疾病はない。												

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱

第 1 趣旨及び目的

平成 11 年 4 月 1 日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、県内の患者発生状況、病原体検査情報等の感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その情報を的確に県民や医療関係者へ提供・公開することにより、早期に感染症への注意を喚起し、適切な予防措置及び医療の提供等、有効かつ的確な感染症対策の確立に資することを目的とする。

第 2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、別表 1－1～別表 1－4 のとおりとする。

第 3 実施主体

実施主体は、保健医療介護部保健衛生課（以下「県庁保健衛生課」という。）、保健福祉(環境)事務所（以下「保健所」という。）及び保健環境研究所とする。

第 4 実施体制

1 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターを保健環境研究所内に設置し、福岡県内の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、県庁保健衛生課に報告するとともに、これらを速やかに保健所、政令市並びに公益社団法人福岡県医師会（以下「県医師会」という。）等の関係機関に提供・公開する。

2 検査施設

本事業に係る患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）の検査については、保健環境研究所において実施する。保健環境研究所は、「検査施設における病原体等検査の業務管理要領（平成 27 年 11 月 17 日付健感発 1117 第 2 号）」及び福岡県感染症検査施設業務管理者設置要綱（以下「業務管理要領等」という。）に基づき、検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

第 5 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- 1 福岡県は、定点把握対象の感染症について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第 14 条第 1 項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。
- 2 福岡県は、定点把握対象の五類感染症について、検体等を収集するため、病原体定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。なお、感染症法第 14 条の 2 第 1 項に規定する指定提出機関として、病原体定点を県医師会協力のもと選定する。

第 6 事業の実施

- 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表 1－3 の 7

4 及び 8 4)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表 1－3 の 7 4 及び 8 4）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、該当する届出基準別記様式により、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式 1 の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて県庁保健衛生課及び保健環境研究所と協議する。

② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式 1 の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼するものとする。

③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

エ 保健環境研究所

① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、業務管理要領等に基づき当該検体等を検査し、その結果について、保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

③ 保健環境研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）、又は、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

2 全数把握対象の五類感染症（別表１－３の７４及び８４を除く。）

（１）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（別表１－３の７４及び８４を除く。）を届出基準に基づき診断した場合は、該当する届出基準別紙様式により、診断後７日以内に最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供を受けた場合にあつては、検体等について、保健所に協力し、別記様式１の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

- ① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。
また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて県庁保健衛生課及び保健環境研究所と協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式１の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

エ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式１の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、業務管理要領等に基づき当該検体等を検査し、その結果について、別記様式１により保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び

県庁保健衛生課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

- ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 保健環境研究所は、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

定点把握の五類感染症について、国の定める届出基準を参考として、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

① 小児科定点

対象感染症のうち、別表１－４の８６から９６までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

② インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表１－４の９７に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているも

の)を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

③ 眼科定点

対象感染症のうち、別表１－４の９８及び９９に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

④ 性感染症定点

対象感染症のうち、別表１－４の１００から１０３までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第３条の２第１項第１号ハ及びニ（２）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

⑤ 基幹定点

対象感染症のうち、別表１－４の８９のうち病原体がロタウイルスであるものの及び１０４から１１０までに掲げるものについては、患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に１か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

- ① 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね 10%を小児科病原体定点として、別表１－４の８６から 96 までを対象感染症とする。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね 10%をインフルエンザ病原体定点として、別表１－４の 97 を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から 10%以上及び内科定点から 10%以上を、それぞれ 3 定点と 2 定点を下回らないよう選定することとし、感染症法第 14 条の 2 第 1 項に規定する指定提出機関として指定する。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね 10%を眼科病原体定点として、別表 1－4 の 98 及び 99 を対象感染症とする。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、別表 1－4 の 89 のうち病原体がロタウイルスであるもの、105 及び 108 を対象感染症とする。

（３）調査単位等

ア 調査単位の期間等は、別表 1－4 のとおりとする。

イ 病原体情報のうち、(2) のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、別表 1－4 の 9 7 に掲げるインフルエンザの流行期 ((2) のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が福岡県全体で 1 を超えた時点から 1 を下回るまでの間) には 1 週間 (月曜日から日曜日) を調査単位とし、非流行期 (流行期以外の期間) には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② 届出にあたっては感染症法施行規則第 7 条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。
- ② 病原体定点は、検体等について、別記様式 1 の検査票を添えて、速やかに保健環境研究所へ送付する。
- ③ (2) のイの②により選定された病原体定点においては、別表 1－4 の 8 6 から 9 6 までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね 4 症例からそれぞれ少なくとも 1 種類の検体を送付する。
- ④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、別表 1－4 の 9 7 に掲げるインフルエンザ (インフルエンザ様疾患を含む。) について、調査単位ごとに、少なくとも 1 検体を送付する。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式 1 の検査票を添付して提供する。

エ 保健所

- ① 対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報について、県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて県庁保健衛生課及び保健環境研究所と協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式 1 の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼する。
- ③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師

会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

オ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、業務管理要領等に基づき当該検体等を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、当該保健所、県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターに送付する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、保健環境研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 保健環境研究所は、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

カ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

キ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

4 感染症法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症定点は、定点種別により各号に掲げるとおりとする。

① 第 1 号疑似症定点

小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）

② 第 2 号疑似症定点

小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）

(3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表 1－4 のとおりとする。

(4) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2) により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、国が定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出する。
- ③ ②の届出にあたっては感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

- ① 届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、必要に応じて、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県庁保健衛生課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

第7 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

1 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、国の定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体等には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

2 保健環境研究所

ア 保健環境研究所は、検査依頼票及び検体等が送付された場合にあっては、当該検体等を業務管理要領等に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、感染症法施行規則第9条第2項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。

第8 その他

1 上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、福岡県の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

2 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。

3 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療介護部保健衛生課長が定めることとする。

附 則

この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 の対象感染症の追加に係る別表 1－1 から 1－4 の改正は、平成 28 年 2 月 15 日から適用する。

感染症法に基づく感染症の分類

分類		疾患名	届出対象者						届出の種別・方法			
			患者	保有者	無症状者	疑似症患者	死亡者	死亡疑い者	届出種別	定点種別	調査期間単位	届出の時期
一類感染症	1	エボラ出血熱	○	○	○	○	○	○	全数	－	随時	直ちに
	2	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	○	○	○				
	3	痘そう	○	○	○	○	○	○				
	4	南米出血熱	○	○	○	○	○	○				
	5	ペスト	○	○	○	○	○	○				
	6	マールブルグ病	○	○	○	○	○	○				
	7	ラッサ熱	○	○	○	○	○	○				
二類感染症	8	急性灰白髄炎	○	○	－	○	○	○	全数	－	随時	直ちに
	9	結核	○	○	○	○	○	○				
	10	ジフテリア	○	○	－	○	○	○				
	11	重症急性呼吸器症候群 ※1	○	○	○	○	○	○				
	12	中東呼吸器症候群 ※2	○	○	○	○	○	○				
	13	鳥インフルエンザ（H5N1）	○	○	○	○	○	○				
	14	鳥インフルエンザ（H7N9）	○	○	○	○	○	○				
三類感染症	15	コレラ	○	○	－	○	○	○	全数	－	随時	直ちに
	16	細菌性赤痢	○	○	－	○	○	○				
	17	腸管出血性大腸菌感染症	○	○	－	○	○	○				
	18	腸チフス	○	○	－	○	○	○				
	19	パラチフス	○	○	－	○	○	○				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類		疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
			患者	保有者	無症状病原	疑似症患者	の死亡体者	の死亡死疑い体者	届出種別	定点種別	の調査期間位
四類感染症	20	E型肝炎	○	○	－	○	○	全数	－	随時	直ちに
	21	ウエストナイル熱 ※3	○	○	－	○	○				
	22	A型肝炎	○	○	－	○	○				
	23	エキノコックス症	○	○	－	○	○				
	24	黄熱	○	○	－	○	○				
	25	オウム病	○	○	－	○	○				
	26	オムスク出血熱	○	○	－	○	○				
	27	回帰熱	○	○	－	○	○				
	28	キャッサヌル森林病	○	○	－	○	○				
	29	Q熱	○	○	－	○	○				
	30	狂犬病	○	○	－	○	○				
	31	コクシジオイデス症	○	○	－	○	○				
	32	サル痘	○	○	－	○	○				
	33	ジカ熱	○	○	－	○	○				
	34	重症熱性血小板減少症候群 ※4	○	○	－	○	○				
	35	腎症候性出血熱	○	○	－	○	○				
	36	西部ウマ脳炎	○	○	－	○	○				
	37	ダニ媒介脳炎	○	○	－	○	○				
	38	炭疽	○	○	－	○	○				
	39	チクングニア熱	○	○	－	○	○				
	40	つつが虫病	○	○	－	○	○				
	41	デング熱	○	○	－	○	○				
	42	東部ウマ脳炎	○	○	－	○	○				
	43	鳥インフルエンザ（H5N1，H7N9を除く。）	○	○	－	○	○				
	44	ニパウイルス感染症	○	○	－	○	○				
	45	日本紅斑熱	○	○	－	○	○				
	46	日本脳炎	○	○	－	○	○				
	47	ハンタウイルス症候群	○	○	－	○	○				
	48	Bウイルス病	○	○	－	○	○				
	49	鼻疽	○	○	－	○	○				
	50	ブルセラ症	○	○	－	○	○				
	51	ベネズエラウマ脳炎	○	○	－	○	○				
	52	ヘンドラウイルス感染症	○	○	－	○	○				
	53	発しんチフス	○	○	－	○	○				
	54	ボツリヌス症	○	○	－	○	○				
55	マラリア	○	○	－	○	○					
56	野兔病	○	○	－	○	○					
57	ライム病	○	○	－	○	○					
58	リッサウイルス感染症	○	○	－	○	○					
59	リフトバレー熱	○	○	－	○	○					
60	類鼻疽	○	○	－	○	○					
61	レジオネラ症	○	○	－	○	○					
62	レプトスピラ症	○	○	－	○	○					
63	ロッキー山紅斑熱	○	○	－	○	○					

※3 ウエストナイル脳炎を含む。

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類		疾患名	届出対象者					届出の種別・方法				
			患者	保有者	無症状病原	疑似症患者	の死亡死亡体者	の死亡死亡疑い体者	届出種別	定点種別	の調査単問位	届出の時期
五類感染症（全数）	64	アメーバ赤痢	○	—	—	○	—	全数	—	随時	7日以内	
	65	ウイルス性肝炎 ※5	○	—	—	○	—					
	66	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	—	—	○	—					直ちに
	67	急性脳炎 ※6	○	—	—	○	—					
	68	クリプトスポリジウム症	○	—	—	○	—				7日以内	
	69	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—	○	—					
	70	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—	○	—					
	71	後天性免疫不全症候群	○	○	—	○	—					
	72	ジアルジア症	○	—	—	○	—					
	73	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—	○	—					
	74	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	—	—	○	—					
	75	侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—					
	76	水痘 ※7	○	—	—	○	—					
	77	先天性風しん症候群	○	—	—	○	—					
	78	梅毒	○	○	—	○	—					
	79	播種性クリプトコックス症	○	—	—	○	—					
	80	破傷風	○	—	—	○	—					
	81	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—					
	82	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—	○	—					
	83	風しん	○	—	—	○	—					
	84	麻しん	○	—	—	○	—				直ちに	
	85	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	○	—				7日以内	

※5 E型肝炎及びA型肝炎を除く。

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※7 患者が入院を要すると認められるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類			疾患名	届出対象者					届出の種別・方法							
				患者	保有者	無症状病原	疑似症患者	の死亡体者	の死亡疑い体者	届出種別	定点種別	の調査期間位	届出の時期			
五類感染症（定点）	86	R Sウイルス感染症	○	－	－	○	－	定点	小児科定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜					
	87	咽頭結膜熱	○	－	－	○	－									
	88	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	－	－	○	－		基幹 ※8 小児科 定点			小児科定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜		
	89	感染性胃腸炎	○	－	－	○	－									
	90	水痘	○	－	－	○	－		小児科定点						週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜
	91	手足口病	○	－	－	○	－									
	92	伝染性紅斑	○	－	－	○	－									
	93	突発性発しん	○	－	－	○	－									
	94	百日咳	○	－	－	○	－									
	95	ヘルパンギーナ	○	－	－	○	－									
	96	流行性耳下腺炎	○	－	－	○	－									
	97	インフルエンザ ※9	○	－	－	○	－			基幹 小児科 定点	週単位 (月曜～日曜)					
	98	急性出血性結膜炎	○	－	－	○	－									
	99	流行性角結膜炎	○	－	－	○	－		眼科 定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜					
	100	性器クラミジア感染症	○	－	－	○	－									
	101	性器ヘルペスウイルス感染症	○	－	－	○	－		性感 染症 定点	月単位	翌月初日					
	102	尖圭コンジローマ	○	－	－	○	－									
	103	淋菌感染症	○	－	－	○	－		基幹 定点	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜					
	104	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	－	－	○	－									
	105	細菌性髄膜炎 ※10	○	－	－	○	－									
	106	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	－	－	○	－									
107	マイコプラズマ肺炎	○	－	－	○	－	週単位 (月曜～日曜)	翌週月曜								
108	無菌性髄膜炎	○	－	－	○	－										
109	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	－	－	○	－										
110	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	－	－	○	－										
エン 新 サ 等 感 染 症	111	新型インフルエンザ ※11	－	－	－	－	－	全数	－	随時	直ちに					
	112	再興型インフルエンザ	－	－	－	－	－		－							
疑似 症	113	第1号疑似症 ※12、※13 摂氏38℃以上の発熱及び呼吸器症状	－	－	－	－	－	定点	疑似 症	随時	直ちに					
	114	第2号疑似症 ※13 発熱及び発しん又は水疱	－	－	－	－	－									
指定感染症		該当なし ※14	－	－	－	－	－	－	－	－	－					

※8 平成25年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく行う。

※9 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

※10 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※11 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザ(H1N1)2009）として取り扱う。

※12 明らかな外傷又は気質的疾患に起因するものを除く。

※13 当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。

※14 平成27年1月21日現在、政令に基づく指定感染症に該当する疾病はない。

感染症発生動向調査検査票（病原体）（定点控）

患者	性 別	(男 ・ 女)		備 考 (氏名・識別番号等、 定点での必要事項を 記入)			
	年 齢	(歳 か月)					
※備考欄は2枚目、3枚目に複写されません。							
[主治医等記載欄]				[該当するものを○で 囲んで下さい]		・インフルエンザ定点 ・小児科定点 ・眼科定点 ・性感染症定点 ・基幹定点	
医療機関、診療 科等名及び 主治医等医師名							
	検体送付日	月 日	発病月日	月 日	採取日	月 日	
臨床 診 断	診断名	<u>インフルエンザ（流行期：週1検体、非流行期：月1検体）※1</u> <u>感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病（各月合わせて4症例）※1※2</u> 感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）※3 RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、水痘、 伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、流行性耳下腺炎、 急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、細菌性髄膜炎※4、無菌性髄膜炎					
	[該当するものを ○で囲んで下さ い]						
検 査 材 料	材料の種類	・ふん便（腸内容物、直腸ぬぐい液） ・尿 ・穿刺液（腹水、胸水、関節液、その他（ ）） ・咽頭ぬぐい液（うがい液、鼻汁） ・気管吸引液 ・結膜ぬぐい液（結膜擦過物、眼脂） ・喀痰 ・吐物 ・皮膚病巣（水疱内容液、痂皮、創傷） ・髄液 ・陰部尿道頸管擦過物/分泌物 ・細胞診、生検、剖検材料（臓器 ） ・血液（全血、血清、血漿、抗凝固剤 []） ・その他 []					
	[該当するもの一つを ○で囲んで下さ い]						
臨床 的 事 項	臨床症状 ・徴候等 [該当するもの全てを○ で囲んで下さ い]	・無症状 ・頭痛 ・発熱（最高 ℃） ・熱性けいれん ・関節痛、筋肉痛 ・口内炎、上気道炎、下気道炎（肺炎、気管支炎） ・水疱 ・発疹（丘疹、紅斑、バラ疹）、出血傾向 ・リンパ節腫脹、腫脹（部位 ）、浮腫（部位 ） ・ショック症状（低血圧、循環不全） ・黄疸 ・肝機能障害 ・胃腸炎（下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛） ・髄膜炎、意識障害、麻痺（部位 ） ・中枢神経系症状（脳炎、脳症、脊髄炎、その他（ ）） ・循環器障害（心筋炎、心膜炎、心不全） ・角膜炎、結膜炎、角結膜炎 ・尿路生殖器症状 ・腎機能障害（HUS、血尿、乏尿、蛋白尿、多尿、腎不全） ・その他の症状（上記以外の症状や臨床徴候） []					
	基礎疾患 (基礎疾患を除く)		転帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り 死亡（原因 ）			
主治医等から地方衛生研究所への連絡事項							
*インフルエンザ迅速キットの使用（ 無 ・ 有 ），迅速キット結果（ 型 ・ 陽性 ・ 陰性 ・ 判定保留 ） *抗インフルエンザ薬投与（ 無 ・ 有 ）（薬剤名： ） 投与開始日： 年 月 日、投与の目的（ 予防投与 ・ 治療投与 ）							

保健所コード		保健所登録全数報告ID		衛研受付番号（検体提供者番号）	
□□-□□-□□		□□□□-□□□□-□□□□□		□□□□□□□□	
[保健所等記載欄]（主治医記載可）					
発生の状況		・散発 ・地域流行 ・家族内発生（ 無、 有 ） ・集団発生（ 無、 有 ） ・発生市区町村（ ） 有の場合（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、 宿舎・寮、病院、老人ホーム[介護施設を含む]、 福祉・養護施設、旅館・ホテル、飲食店、事業所、 海外ツアー、国内ツアー、その他[]）			
最近の 海外渡航歴	国 名				
ワクチン接種歴	期 間	年 月 日	—	年 月 日	
	ワクチン名	(Lot No.)			
[地方衛生研究所記載欄]					
記 載 者 名					
抗体検出 方法（蛍光、IP、ELISA、CF、HI、PA、中和、イムノブロット、 ゲル内沈降、凝集反応、その他[]）					
結果（ ）					
病 原 体 検 出	検出年月日	年 月 日			
	検出方法 [陽性とな った方法を ○で囲んで 下さい]	・分離培養（培養細胞：細胞名[]） 人工培地、发育鶏卵、動物、その他[] ・抗原検出等（蛍光、EIA、RPLA、LA、 PA、 IC[イムノクロマト]、 その他[]） ・遺伝子検出 1. 非増幅(ハイブリ、PAGE、その他[]） 2. 増幅(PCR、PCR+ハイブリ、PCR+シークエンス、LAMP、 その他[]） ・電顕 ・鏡検			
検出病原体 (群、型、亜型)					
<u>※1 流行期は、インフルエンザ：定点あたり報告数1.0以上、感染性胃腸炎：10月～4月、 ヘルパンギーナ・手足口病：4月～9月とします。</u>					
<u>※2 【小児科病原体定点】においては、流行期（※1）に感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病の 患者を診断した場合は必ず4症例以上は検体提出をお願いします。</u>					
※3 診断名欄の感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る。）は、【基幹病原体定点】に限ります。					
※4 診断名欄の細菌性髄膜炎については、インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌による髄膜炎を除きます。					
注1) 主治医記載欄については、検体送付日において記載できる範囲で記載をお願いします。 注2) ワクチン接種歴については、当該疾患に係るものにつき記載して下さい。 注3) 医療機関（民間検査所を含む）で病原体を分離した場合は、地方衛生研究所への分離株の送付をお願いします。 [その他特記事項]					

福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針新旧対照表

改正後			改正前		
福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針			福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針		
1 目的 (略)			1 目的 (略)		
2 対象疾病及び検体			2 対象疾病及び検体		
定点種別	対象疾病	検体種別	定点種別	対象疾病	検体種別
小児科	<u>RSウイルス感染症</u>	<u>咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁等</u>	小児科	咽頭結膜熱	咽頭拭い液、眼脂、結膜擦過物、糞便等
	咽頭結膜熱	咽頭拭い液、眼脂、結膜擦過物、糞便等		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭拭い液（トランススワブ等で採取する。）
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭拭い液（トランススワブ等で採取する。）		感染性胃腸炎	糞便等
	感染性胃腸炎	糞便等		手足口病	咽頭拭い液、糞便、髄液等
	<u>水痘</u>	<u>水痘内容液（水痘内容液が取れない場合）、咽頭ぬぐい液、髄液等</u>		百日咳	咽頭拭い液、鼻腔拭い液（変法アミーズ培地の入ったトランススワブ等で採取する。）
	手足口病	咽頭拭い液、糞便、髄液等		ヘルパンギーナ	咽頭拭い液、糞便、髄液等
	<u>伝染性紅斑</u>	<u>全血（EDTA血）、咽頭ぬぐい液</u>		流行性耳下腺炎	咽頭拭い液、髄液等
	<u>変異性発しん</u>	<u>全血（EDTA血）、咽頭拭い液、髄液等</u>	内科	インフルエンザ	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁等
	百日咳	咽頭拭い液、鼻腔拭い液（変法アミーズ培地の入ったトランススワブ等で採取する。）	眼科	急性出血性結膜炎	結膜拭い液等
	ヘルパンギーナ	咽頭拭い液、糞便、髄液等		流行性角結膜炎	結膜拭い液等
	流行性耳下腺炎	咽頭拭い液、髄液等	基幹	感染性胃腸炎（ただし病原体がロタウイルスであるものに限る）	糞便等
小児科 内科	インフルエンザ	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁等		細菌性髄膜炎	髄液等
眼科	急性出血性結膜炎	結膜拭い液等		無菌性髄膜炎	糞便、髄液等
	流行性角結膜炎	結膜拭い液等			
	感染性胃腸炎（ただし病原体がロタウイルスであるものに限る）	糞便等			
基幹	細菌性髄膜炎	髄液等			
	無菌性髄膜炎	糞便、髄液等			

改正後	改正前
3 検査材料の採取及び保存方法 (1) 検体採取方法 ①～⑤ (略) ⑥ <u>血液 (EDTA血)</u> <u>無菌的に2～5mlを採取する。原則、室温で輸送する。</u> 4 病原体定点医療機関 病原体定点医療機関は、公益社団法人福岡県医師会の協力を得て、福岡県感染症発生動向調査事業における患者定点の中から、定点種別ごとに予め選定する。 <u>また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案する。</u> 5～7 (略)	3 検査材料の採取及び保存方法 (1) 検体採取方法 ①～⑤ (略) (新設) 4 病原体定点医療機関 病原体定点医療機関は、公益社団法人福岡県医師会の協力を得て、福岡県感染症発生動向調査事業における患者定点の中から、定点種別ごとに予め選定する。 5～7 (略)

改正後

別記様式 1

[illegible]

改正前

別記様式 1

[illegible]

福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針

1 目的

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症発生動向調査は、感染症発生情報を正確に把握・分析し、県民や医療関係者への確に提供・公開することが、感染症対策の基本であり、患者情報とともに病原体に関する情報を一元的に収集・分析・提供・公開する体制を構築することが重要である。また、感染症発生情報の正確な分析を行なう上で、重要な基礎資料となる病原体情報については、患者情報と共に一元的に収集・分析し、的確に提供・公開する必要がある。

本指針は、総合的な感染症対策に資するため、適切な病原体情報の収集並びに有効かつ的確な事業の実施を図ることを目的として定めるものである。

2 対象疾病及び検体

定点種別	対象疾病	検体種別
小児科	RSウイルス感染症	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁等
	咽頭結膜熱	咽頭拭い液、眼脂、結膜擦過物、糞便等
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭拭い液（トランススワブ等で採取する。）
	感染性胃腸炎	糞便等
	水痘	水疱内容液（水疱内容液が取れない場合）、咽頭ぬぐい液、髄液等
	手足口病	咽頭拭い液、糞便、髄液等
	伝染性紅斑	全血（EDTA血）、咽頭ぬぐい液
	突発性発しん	全血（EDTA血）、咽頭拭い液、髄液等
	百日咳	咽頭拭い液、鼻腔拭い液（変法アミーズ培地の入ったトランススワブ等で採取する。）
	ヘルパンギーナ	咽頭拭い液、糞便、髄液等
	流行性耳下腺炎	咽頭拭い液、髄液等
小児科 内 科	インフルエンザ	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁等
眼 科	急性出血性結膜炎	結膜拭い液等

	流行性角結膜炎	結膜拭い液等
基 幹	感染性胃腸炎（ただし病原体がロ タウイルスであるものに限る）	糞便等
	細菌性髄膜炎	髄液等
	無菌性髄膜炎	糞便、髄液等

3 検査材料の採取及び保存方法

病原体定点医療機関における検体の採取にあたっては、事前に病原体検査について、検体提供者（未成年者の場合は保護者）へ説明し、同意を得た上で採取するものとする。本指針に記載のない検体等の取扱いについては、要時、保健福祉（環境）事務所（以下「保健所」という。）と保健環境研究所が協議の上、調整するものとする。

(1) 検体採取方法

各検体の採取方法は以下のとおりとし、同一の検体種別についてウイルス学的検査及び細菌学的検査の両方を提出する場合にあつては、各検査につき検体を採取する。

① 咽頭拭い液

ウイルス学的検査に供する場合は、滅菌綿棒で咽頭をよく拭い、滅菌容器に分注したウイルス輸送培地（V T M培地等）に浸し、綿棒を輸送培地の中でよく振った後、綿棒の柄の部分を折るか、はさみ等で切り落とし、密栓する。又、細菌学的検査に供する場合については、トランススワブ等を用い咽頭をよく拭い、培地中へ綿棒部分を埋没させ密栓する。

② 鼻腔拭い液、鼻汁

鼻腔口から下鼻甲介（外鼻孔から耳孔を結ぶ平面をイメージ）に沿わせながら、滅菌綿棒を鼻腔の奥（鼻腔壁部）に当たるまで挿入し、数回擦るようにして粘膜表皮を採取し、ウイルス輸送培地（V T M培地等）に浸した後、①と同様に処理する。鼻汁は、そのまま輸送培地に入れ密栓する。

なお、百日咳患者由来の鼻腔拭い液の採取にあたっては、変法アミーズ培地入りのトランススワブなどを用い採取・保存する。

③ 結膜拭い液

滅菌綿棒で結膜を強く擦過し検体を採取した後、①と同様にウイルス輸送培地（V T M培地等）に浸し処理する。

④ 糞便

できるだけ発症早期の排泄直後の便（母指頭大）を採取し、採便容器に入れ密栓する。なお、細菌学的検査に供する場合は、抗菌薬投与前の便を採取する。

⑤ 髄液

無菌的に1～5 m l を採取し、滅菌容器に入れ密栓する。

⑥ 血液（EDTA 血）

無菌的に2～5 m l を採取する。原則、室温で輸送する。

(2) 保存方法

ウイルス学的検査に供する検体については、採取当日に搬入できない場合は、4℃以下で冷蔵保存する。搬入までの時間が、72時間を超える場合については、保健所と保健環境研究所ウイルス課が協議の上、調整する。

細菌学的検査に供する検体については、4℃以下で冷蔵保存とし、採取当日に搬入できない場合は、保健所と保健環境研究所病理細菌課が協議の上、調整する。

なお、分離菌株については、常温保存とする。

4 病原体定点医療機関

病原体定点医療機関は、公益社団法人福岡県医師会の協力を得て、福岡県感染症発生動向調査事業における患者定点の中から、定点種別ごとに予め選定する。

また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案する。

5 検査実施機関

保健環境研究所において、検査を実施するものとする。

6 検体数

病原体定点医療機関毎の検体数は、保健環境研究所、保健医療介護部保健衛生課が協議の上、調整するものとする。

7 検査票

別記様式1「感染症発生動向調査検査票」を用いることとし、1名の患者から複数の検体が提出される場合、検体毎に検査票を各々添付するものとする。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成25年10月14日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から適用する。